

# 生活保護のしおり

～生活保護の相談や申請をされる方のために～

## ■生活保護制度の目的■

病気やケガで働けなくなったり、家計を支えている人が亡くなったりなど、さまざまな事情から生活費や医療費に困ることがあります。

このようなときに、生活の困窮の程度に応じて国が定める最低限度の生活保障を行うとともに、一日も早く自分たちの力で生活できるように支援することを目的としています。

生活保護の申請をお考えの方は、まずはご相談ください



## 小浜市福祉事務所

小浜市役所 地域福祉課

生活支援・総合相談グループ

〒917-0075

小浜市南川町 4-31 健康管理センター1 階

TEL 64-6011 (直通)

53-1111 (代表) 内線 666・667

FAX 53-3480

## ■生活保護の種類・内容について

保護の給付には、次のような種類があります。

① 生活扶助	衣食、光熱水費など暮らしに必要な費用
② 住宅扶助	家賃、地代、持ち家の修繕などにかかる費用
③ 教育扶助	学用品、教材費、給食費など義務教育にかかる費用
④ 医療扶助	病院などにかかる費用
⑤ 介護扶助	介護保険サービスにかかる費用
⑥ 出産扶助	出産のための費用
⑦ 生業扶助	仕事に就くための費用、高等学校就学費用
⑧ 葬祭扶助	葬儀に必要な費用

☆保護費は支給目的のために使用してください。

## ■生活保護の申請の前にしていただくこと

生活保護を受ける前に、次のような努力をしてください。

### ●能力の活用

働くことができる人は、その能力に応じて働く必要があります。

病気やケガなどの正当な理由がないのに自分の都合で働かない人は保護の対象にはなりません。

### ●資産の活用

土地・建物・自動車・生命保険・預貯金などの資産がある場合は、まずそれらの活用や処分も検討し、生活費にあててください。

### ●その他

消費者金融や住宅ローンの返済については、弁護士、司法書士、裁判所等へ相談してください。

## ■生活保護における優先事項

### ●ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療費助成、社会保障制度など生活を支えるための様々な公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用してください。

### ●扶養義務者等親族の援助

親子、兄弟などの親類縁者には、できる限りの援助をお願いしてください。

なお、申請があった時や受給中においても場合によっては、定期的に扶養義務者の方々に対して援助の可否について書面照会を行うことがあります。

## ■生活保護の申請手続き

生活保護は、実際に住んでいる住所を所管する福祉事務所へ相談、申請します。相談はだれでもできますが、申請は、本人、その扶養義務者またはその他の同居の親族に限られます。

相談や申請する場合は、相談内容・申請理由・職歴・家庭の状況・扶養義務者の状況・資産の状況などをお聞きします。他人に知られたくないともありますが、守秘義務によって秘密は守られます。

ただし、暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。

## ■生活保護の決め方

国が定めた基準（最低生活費）と世帯の収入とを比較して、世帯の収入が最低生活費に満たないときにその足りない部分を補います。

生活保護が受けられる場合

最低生活費	
あなたの世帯の収入	保護費

【収入が最低生活費より少ないため不足分のみ生活保護が受けられます】

生活保護を申請されると、金融機関、生命保険会社、扶養義務者（3親等以内の親族）、民生委員児童委員などへ必要な調査を行った上で、開始の要否、生活保護の程度を決定します。

## ■生活保護受給中の権利（保障されていること）

- ・ 正当な理由がなければ、保護費を減らされる、生活保護を受けられなくなるということはありません。
- ・ 生活保護のために支給された金品に対して課税される、差し押さえられるということはありません。

## ■生活保護受給中の義務

生活保護は、最低生活の維持のための給付で、その費用は国民の税金によって

まかなわれていますから、保護受給者には特別の権利が与えられる一方、義務も課せられます。

### ●生活上の義務

- ・家計の節約を図り、家族全員が協力して生活の維持と向上に努めてください。
- ・パチンコなどのギャンブルや過度の飲食はつつしんでください。
- ・働ける方は能力に応じて働き、収入が増加するよう努力してください。
- ・病気やけがの方は、医師の指示に従い早く良くなるよう治療してください。
- ・保護を受ける権利を他人にゆずること、借金の担保とすることはできません。
- ・借金は収入とみなしますので、しないでください。

### ●届出の義務

- ・仕事を始めるとき、変えるとき、やめるとき。
- ・定期的な収入（働いて得た収入や仕送り、年金など）が変わったとき。
- ・臨時的な収入（年金一時金、慰謝料、補償金等、一時的な現金収入等）があったとき。
- ・社会保険等に参加したとき、または加入資格を失ったとき
- ・住所、家賃、地代が変わるとき（引越は事前相談必須）
- ・障害者手帳などを取得したとき、または障害等級が変更になったとき
- ・医療費助成制度（自立支援医療等）の利用を開始したとき、または更新したとき
- ・家族の状態が変わったとき。（出生、死亡、婚姻、転入、転出、入学、卒業、入院、退院など）
- ・毎月報告するもの
  - \*（65歳未満の方） 「収入申告書」「求職活動状況報告書」
  - \*（65歳以上で働いている方） 「収入申告書」
- ・年1度報告するもの
  - \*（働いていない方） 「収入申告書（年間分）」

### ●指示に従う義務

- ・保護の実施機関は、保護受給中の人に対して生活の維持や向上など、保護の目的達成に必要な指導や指示をすることができることになっていますので、従ってください。
- ・指導や指示に従わない場合は、保護の停止または廃止することがあります。

## ■保護費の返還について

余分に保護費を受け取ったとき、資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、保護費を返還してもらうことがあります。

- (例)
- ・年金がさかのぼって支給されたとき
  - ・活用されていない土地が売れたとき
  - ・生命保険の解約返戻金などを受け取ったとき
  - ・交通事故の賠償金を受け取ったとき
  - ・申告をせず働いて収入を得たとき
  - ・病院への入院や施設への入所などにより、生活状況が変わったとき
  - ・保護費支給後に収入が増えたことが分かったとき

※ 生活保護受給中には、必要な届出・報告をしなかったり、うその申告をしたりするなど不正な手段で保護を受けた場合は、保護費を返還してもらうこととなります。また、刑法による処罰を受けることがあります。

## ■生活保護受給中に免除される制度

利用する場合は生活保護担当者または担当課に確認してください。

- ・国民健康保険税、国民年金、NHK受信料、住民票、戸籍謄本等の交付手数料 → (市役所 市民課)
- ・固定資産税、課税証明書等の交付手数料 → (市役所 税務課)
- ・チャンネル〇 (ただし、免除は基本番組1のみ) → (ケーブルテレビ 若狭小浜)

## ■医療機関にかかるとき

- 生活保護を受けている間は、国民健康保険証、各種医療証（重度障害者医療費受給者証、母子家庭等医療費受給者証、乳幼児医療費受給者証）は使えなくなります。保護開始時に保険証等を返してください。ただし、国民健康保険以外の健康保険証を持っている方は、そのまま使用できますので、事前に相談してください。また、新たに社会保険等に参加後、保険証が交付された場合は必ず福祉事務所（地域福祉課）へ届け出てください。
- はじめての病院や診療科に行くとき（初診時）は、必ず福祉事務所（地域福祉課）へ届け出て「医療要否意見書」を受け取り、病院に出して治療を受けてください。
- 休日・夜間・急病などで届け出ができないときは、医療機関に「生活保護を受けています」と申し出て、治療を受けてください。そして、受診後すみやかに福祉事務所（地域福祉課）へ連絡してください。
- 病気がなおり通院しなくなったとき、入院・退院するときは、すみやかに連絡し

てください。

- 同じ病気で2つ以上の病院にかかることはできません。ただし、主治医の判断で違う病院にかからなければならない場合は、紹介状があれば可能です。
- 入院した際の個室料は支給できませんので、自己負担となります。
- 医薬品については、主治医と相談し、できるだけジェネリック医薬品を利用するようにしてください。
- メガネ・コルセットなど治療に要するものが必要なときは、事前に担当者に相談してください。相談せずにメガネなどを作ったりしたときは、自己負担していただきます。
- 主治医の指示に従うとともに、自らが傷病を治す意思を強く持ち、過度の飲酒等の不摂生な生活を改め、治療に専念してください。傷病を治す意思がない方、主治医の指示に従わない方は、医療機関から治療を断られることがあります。

## ■悩みや困りごと、相談したいとき

福祉事務所（地域福祉課）の決定に疑問があるときは、担当者（ケースワーカー）におたずねください。

担当者は、家庭訪問などで、生活状況をお聞きしたり、保護の決定に必要な調査をおこなったり、自分の力で生活できるよう助言や援助指導をおこないます。

保護が開始されると、担当者が定期的に家庭訪問し、家庭の生活状況をうかがい、さまざまな相談に応じます。生活上の問題を一緒に考えますので遠慮なく相談してください。

また、それぞれの地域には、民生委員児童委員がいて、困りごとや悩み事を抱えた方の良き相談相手として、必要な助言をおこなってくれます。

秘密は守られますので、何か困ったことや、わからないことがありましたら相談してください。

